

紀の川市観光協会特産品推奨制度実施要綱

(目的)

第1条 紀の川市の活性化及び観光誘客増を図るために「紀の川市観光協会特産品推奨制度」を創設し、市の地域資源等を活用して開発された優良な推奨品を認定し、消費者の信頼を高めることにより、その商品の普及と需要増を図り、市内農林業並びに商工・観光業の振興に資することを目的とする。

(認定基準)

第2条 推奨品は、紀の川市産の原材料使用又は、市内で製造された産品、市の歴史や風景風物詩、市内事業所で企画開発した商品等で次の事項に該当するものとする。但し、農林産品（一次品）は含めない。

- (1) 郷土色豊かなもの
- (2) 内容、品質の充実したもの
- (3) 意匠、外装のよいもの
- (4) 価格が適正であるもの
- (5) 食品衛生法、計量法、意匠法その他、関係法規に違反していないもの
- (6) その他、推奨品に値すると認められるもの

(申請対象者)

第3条 推奨品は、対象商品の製造者若しくは、販売者からの申し込み（申請）により、審査会の厳正な審査で決定するものとし、申請及び認定を受けられるものは、紀の川市観光協会会員であって、次の一に該当するものとする。

- (1) 紀の川市で商品を製造又は、販売している個人若しくは、法人
- (2) 紀の川市で商品を企画開発した商品で開発事業者
- (3) 紀の川市産の原材料等を使用し、若しくは、紀の川市にちなんだ商品を製作販売している事業者

(申請手続・申請料・登録料及び期間)

第4条 推奨品の認定を受けようとするものは、紀の川市観光協会特産品推奨認定・登録（新規・更新・変更）申請書（様式第1号）へ次に定めるものを添えて紀の川市観光協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 申請料（税込み）1点につき1,000円とする。
- (2) 登録料（税込み）1点につき2,000円とする。ただし、第5条に定められた認定を受けられなかった場合は、登録料は還付するものとする。
- (3) 申請時には、商品のサンプルを1点につき2個添付する。但し、賞味（消費）期限等の短い商品については、指定された日に提出するものとする。また、季節商品等で申請時に商品がないものや高額商品については、別途協議を行うこととする。

2 申請の期間は、9月の1ヶ月間（土・日・祝日を除く。）とする。

(認定及び有効期間)

第5条 会長は、前条の申請を受理した場合は、紀の川市観光協会特産品推奨制度審査会で厳正な審査を行い、紀の川市観光協会特産品推奨認定結果通知書（様式第2号）により審査の結果を通知しなければならない。

2 認定の有効期間は3年とし、推奨品の内容に変更があった場合は、変更が生じた日の前日までとする。また、有効期限が満了し、更新申請を行う場合は、前条に定めによるものとする。

(推奨の取消)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、推奨を取り消すことができる。

- (1) 特産品が第2条各号の規定による要件を欠いたとき。
- (2) 申請者が第3条の規定による要件を欠いたとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により推奨を受けた事実が明らかになったとき。

2 前項の規定の適用によって推奨を取り消された者が受けた損害については、紀の川市観光協会はその賠償の責を負わない。

(特産品の欠陥による損害賠償)

第7条 特産品の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合、紀の川市観光協会はその賠償の責を負わない。

(不正使用)

第8条 第5条に規定する認定を受けずに認定マークを無断で使用してはならない。

(認定の特典)

第9条 認定の特典には次のことが掲げられる。

- (1) 紀の川市観光協会特産品推奨認定マークを貼ることが認められ、広く優良な特産品であることをアピールし、販路促進が期待される。
- (2) 紀の川市観光協会が出展する物産展やイベントに優良推奨品としてPRされる。
- (3) 特産品として推奨された商品は、パンフレットやホームページで広く紹介される。
- (4) 国県並びに市内外の各種関係機関に対し、優良推奨商品として優先的にアピールする。

(認定マークの頒布)

第10条 推奨認定商品には、認定マークを貼るものとし、シール代等は有償で別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推奨制度実施に必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

(附則)

平成23年度の第4条第2項に定める申請期間については、1月の1ヶ月間（土日祝日を除く。）とする。

(推奨シール) 原寸大

